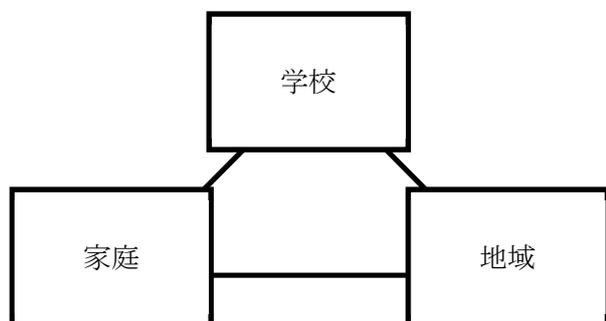


小中学校のあり方④ これからの学校・学校と学校・学校と地域のあり方について

令和4年2月2日

1. これからの学校・学校と学校・学校と地域のあり方

①学校と家庭と地域のあり方

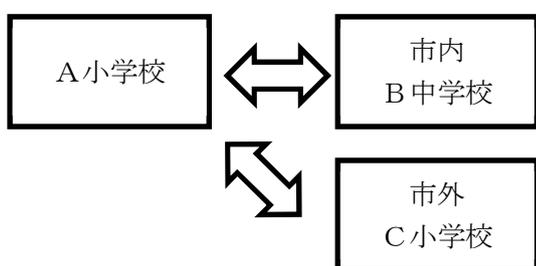


(開かれた学校づくり) 学校、家庭及び地域のあり方。コミュニティスクール。学校運営協議会。家庭及び地域と協働で運営する開かれた学校づくり。交流、連携、協働。あま市として一体となることができる学校。旧町の垣根を越える懸け橋となる学校。学校運営協議会のあり方。

(特色ある学校づくり)

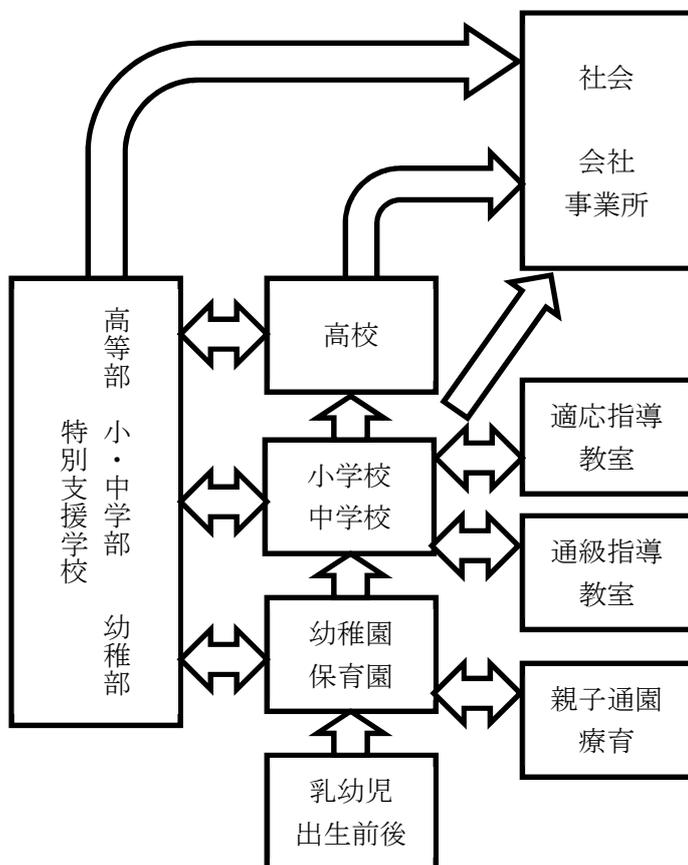
大規模校・小規模校の特色を活かす

②学校間交流のあり方



(学校間交流) 学校間交流のあり方。行事、授業、イベント等の共同開催。あま市として一体となることができる学校間交流。小1プロブレム、中1ギャップの問題。幼保小高社会の交流のあり方。

③特別支援教育における学校のあり方



(特別支援教育・不応・不登校・引きこもり支援)

出生前～乳幼児～幼保～小～中～
一貫した体系的な支援と情報の共有
インクルーシブ教育システム
社会福祉課障害福祉係
子育て支援課
保健センター（健康推進課）
教育支援委員会
教育相談センター（適応指導教室）
療育等連絡会議
学校間連携協議会
幼保小連絡協議会
子ども・若者支援窓口
生活困窮者自立支援窓口
不登校のICTの利活用（オンライン等）
社会福祉協議会

①学校と家庭と地域のあり方

1. 開かれた学校づくり

○学校運営協議会 地方教育行政法47の6

- (1) 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文科省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。(地方教育行政法47の6①)
- (2) 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - ①対象学校(当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下(2)～(9)において同じ。)の所在する地域の住民
 - ②対象学校に在籍する生徒、児童または幼児の保護者
 - ③社会教育法9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - ④その他当該教育委員会が必要と認める者。(地方教育行政法47の6②)
- (3) 対象学校の校長は、前(2)の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。(地方教育行政法47の6③)
- (4) 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。(地方教育行政法47の6④)
- (5) 学校運営協議会は、前(4)に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。(地方教育行政法47の6⑤)
- (6) 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項((7)に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。(地方教育行政法47の6⑥)
- (7) 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(55条1項又は61条1項の規定により市町村教育委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。)であるときは、市町村教育委員会を経由するものとする。(地方教育行政法47の6⑦)
- (8) 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前(7)の規定により述べられた意見を尊重するものとする。(地方教育行政法47の6⑧)
- (9) 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。(地方教育行政法47の6⑨)
- (10) 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。(地方教育行政法47の6⑩)

「あま市学校運営協議会規則」(令和元年教委規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「方」という。)第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、あま市立の小学校及び中学校の学校運営に関してあま市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域住民、保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校・家庭・地域の連携及び、子どもたちの確かな学びと育ちの実現を図り、もって地域に密着した学校づくりに寄与することを目的とする。

(学校運営に関する基本方針等の承認)

第6条 校長は、次に掲げる事項に関する基本的な方針について、協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 施設、設備等の整備に関すること。
- (3) 予算執行に関すること。
- (4) その他校長が必要と認めること。

2 校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に基づいて学校運営を行わなければならない。

○地域学校協働本部

地域学校協働活動 社教法5②「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」(平成29.4.25文科省)

- (1) 地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。
- (2) 「学校支援地域本部」などの従来の地域の学校支援の取組との違いは、地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指していること。
- (3) 市町村の教育委員会は、地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。(社教法5②)

※学校地域支援本部＝地域住民がボランティアとして授業等の学習補助、部活動の指導補助、学校行事の支援、学校環境整備、登下校時の見守り等学校支援活動を推進する体制。平成20年度から都道府県・市町村における取組について文部科学省が財政的な支援を開始し、平成28年度現在の実施個所数は全国で4527本部(公立小・中学校のうち、約1万校で実施。)

参照 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン

地域学校協働本部 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」(平27.12.21中教審答申)

- (1) 「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指し、地域

と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくそれぞれの活動を合わせて「地域学校協働活動」と総称し、その活動を推進する体制を、今後、地域が学校と協働する枠組みとして、「地域学校協働本部」に発展させていくことを提言する。

- (2) 地域学校協働本部についての特徴は、社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体により「緩やかなネットワーク」を形成した、任意性の高い体制としてイメージされるものである。一方で、より多くの、より幅広い層の地域住民が参加しやすい、つながりの緩やかなものではあるが、参加者の世代交代等も経ながら長く持続していくものでもある。各地域で展開されている活動の実態、組織の現状と課題から考察すると、この体制が恒常的、組織的、安定的に実質を伴ったものとして持続するためには、地域と学校が子供たちの育成の方針など目指すべき方向性を共有しつつ、「支援」から「連携・協働」、「個別」の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、次の三要素が必須となる。

- ①コーディネート機能、
- ②多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施）、
- ③継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

- (3) 地域によっては、放課後子供教室における企画運営会議等の機能を生かして学校支援や地域活性化のための活動を展開している地域もあり、放課後子供教室における地域と学校との協働活動を担う部門が、学校支援活動や地域社会における地域活動等のコーディネート機能を発展的に整備していくことで、地域学校協働本部へと体制が進化する場合など、地域学校協働本部の整備には様々なケースが考えられる。

- (4) これまでに学校支援地域本部や放課後子供教室等の活動が行われていない地域においては、まずは最初の一步として、地域と学校が連携・協働して学校支援活動、放課後の教育活動や地域活動等のいずれかを実施する基盤づくりを加速し、地域学校協働活動を開始していくことが重要である。

参照：（「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」）

「あま市地域学校協働本部要綱」（平成30年教委告示第12号）

（設置）

第1条 地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えとともに、学校を核とした地域づくりを推進するため、あま市地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）を設置する。

（活動内容）

第3条 協働本部は、次の各号に掲げる事項を検討又は実施する。

- (1) 地域学校協働活動（以下「協働活動」という。）を推進するための体制整備に関すること。
- (2) 協働活動の企画及び啓発に関すること。
- (3) 協働活動推進員の配置及び研修に関すること。
- (4) 地域ボランティアの募集、確保及び研修に関すること。
- (5) 地域ボランティア人材バンクの作成に関すること。
- (6) 協働本部の事業の評価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

○『民生・児童委員との連絡会』『保護司との連絡会』の設置

学校・保護者・地域社会が一体となって、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進

○「教育人材バンク（学びの道の案内人）」の設置

設置した教育人材バンクに、地域の人材やNPOを登録し、各学校において地域の人材活用を促進します。

○出前授業の講座の充実

「あま市ものしりジュニア検定」出前授業と「昔のくらしと道具」など外部講師による出前授業の機会を増やし、市民協働のまちづくりを進め、充実に諮ります。

○キャリア教育の推進

子どもたちの社会性や望ましい職業観・勤労観を育成するために、地元の商店街や企業等と連携した社会体験活動や職場体験、出前講座の実施を推進します。

○地域を主体とした学校施設の管理及び有効活用の推進

市民が学び、活動する環境を創るため、グラウンド、体育館等の学校施設を生涯学習、スポーツ、市民活動などの場として有効に活用します。

※概ね平成28年度（第Ⅰ期終了）までに体制を整備し、平成33年度（第Ⅱ期終了）までに地域・家庭・学校の相互連携を目指します。

2. 特色ある学校づくり

○特色ある学校づくり推進事業

各学校で話し合われた夢を実現し、魅力ある学校づくりを目指し、従来の市内一斉横並びの学校作りではなく、「やれる学校から、やれることから」を始める事業。

各学校が作成した翌年度の企画書について、審査会で審議して採用された内容について予算がつけられる。各校から企画のプレゼンテーションを審査する審査会には、大学教授等の外部講師を招へいする。

企画立案に当たり、以下の観点を設ける

- ①教師の資質向上を図り学校の教育力を高める事業
- ②子どもの基礎学力向上を図り確かな学力を育成する事業
- ③豊かな心づくりとたくましい体力づくりに関する事業
- ④学校を開き、家庭・地域・学校が連携し「地域に密着した学校づくり」に関する事業
- ⑤その他、特色ある学校づくりに関する事業

○特色ある学校を創る

- ・学校が所在する地域（学校）の伝統と教育財産（人・モノ）を生かし、地域に開かれた魅力ある学校づくりに取り組みます。
- ・基本事業

地域に開かれた特色ある学校

- 学校の情報公開の推進
- 学校評価の推進
- 特色ある学校づくりの推進

情報等の提供

支援・参画

支援・参画する地域

- 地域人材等の活用
- 商店、事業所等との連携による職場体験活動の推進
- 外部機関との連携による「出前授業」の充実

・展開する事業の主な取り組み

- 地域に開かれた特色ある学校づくり

○学校の情報公開の推進

学校のホームページを充実します。

○学校評価システムの確立

学校運営、教育活動について、教職員自らの自己評価の充実を図るとともに子どもや保護者、地域の方々等の意見を取り入れた学校関係者評価を実施し、計画的・組織的・継続的に学校の教育活動を見直し改善を図る仕組みづくりを進め、「信頼され開かれた学校づくり」を積極的に推進します。

○特色ある学校づくりの推進

児童生徒の「生きる力」の育成を目指し、主体的な創意工夫により、創造性・発展性・人づくり・地域連携などの特色ある学校づくりの支援を目的とする「あま市特色ある学校づくり推進事業」の推進をします。

○特色ある学校づくりの審査会の実施

毎年秋に、次年度の「特色ある学校づくり推進事業」についての審査会を実施し、その結果に基づき予算案を作成します。

○特色ある学校づくりの普及活動

広報「あま」を通して、各小中学校の特色ある学校づくりについて普及活動を行います。また、各学校のホームページに活動報告書を掲載します。

※概ね平成28年度（第Ⅰ期終了）までに体制を整備し、「あまっ子」の育成のため特色ある学校づくりを進めます。

3. 学校間交流のあり方

○甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会（学校間交流）

「甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会（学校間交流）甚目寺東小学校の報告書」（R2.12）

「甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会（学校間交流）正則小学校の報告書」（R2.12）

○地区委員会での意見

あま市内小中学校が、学校間の交流を持つことは、基本的には良いことであると言えるが、その内容が学校、児童又は地域にとって負担となるのであれば、必ずしも良いものであるとは言えなくなる。実施することを前提とした議論はすべきではなく、学校間交流を実施することを目的としてはならない。

学校間交流の規模及び内容については、学校ごとの特色や交流を行う内容によって異なることから、全地区で全体としての方向性を示した後、実子を検討する各地区での話し合いによるものが適当であると考えます。

○検討事項に対する考え方

学校間交流について大変良い又はどちらかと言えば良いことと考える者が多数であった。ただし、2校間の交流ではなく、あま市全体の取組ではないかというご意見、先生や児童の負担が増えるようであれば、そもそも学校間交流は必要ないのではないかというご意見、あま市民としての意識付けを行政・地域がまず率先して行うとともに、地域間交流や地域のコミュニティづくりの推進が必要であるというご意見がありました。学校間交流

の規模については、市内の小学校、中学校それぞれ又は近隣の2～3校の小学校で交流する規模が良いと考える者が多数であった。学校間交流の期間については、長期にわたるものから、単発で終わらせるものまで、広く意見が分かれた。学校間交流の対象者については、単一学年による他校の同学年と交流する者が多数であった。ただし、学校内での異学年交流にとどめて他校と交流する必要はないというご意見がありました。学校間交流の種類・内容について、さまざまなお意見が分かれた。学校間交流の参加者については、広く地域全体に開かれたものから児童・生徒のみとするものまで広く意見が分かれた。

○今後の課題

学校間交流については、あま市全体の方向性を示したうえで、希望がある場合には、関係する学校等で学校間交流の規模や方法等の具体的な計画を話し合うことがふさわしいと思われる。その場合、児童・生徒、学校、地域に負担を強いるものであってはならない。

なお、学校間交流だけではなく、地域づくりや生涯学習活動と連携しながら、時間をかけて旧三町の垣根を取り払うような交流活動について推進して行くことが良いのではないかと考えられる。

○小中連携教育の推進

中1ギャップなどを防ぐため、小中学校間での子ども観、学力観、評価観の共通認識に基づいた小中連携及び小中交流教育の推進をしていきます。

- ・学校訪問、現職教育における研究授業の参観
- ・いじめ不登校対策委員会への相互の出席
- ・中学校の教師による出前授業、生徒による学校説明会の実施
- ・中学校への体験入学、部活動体験の実施
- ・『学校間連携協議会』を設置

○幼保小連携教育の推進

適正な就学指導と小1プロブレムを防ぐため、幼保小連携及び幼保小交流教育を推進していきます。

- ・幼保小連絡会の推進
- ・小学生への中学校行事等への招待

4. 特別支援教育における学校のあり方

○教育相談センターについて

あま市教育相談センター条例（平成23年条例第4号）

（名称及び位置）

第2条 教育相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
あま市教育相談センター	あま市甚目寺東大門8番地

- 2 教育相談センターに、教育相談室及び適応指導教室ビリーブ（以下「適応指導教室」という。）を置く。

（事業）

第3条 教育相談センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 教育上の悩み、いじめ、不登校問題等の教育相談に関すること。
- （2） 不登校児童生徒の自立及び学校生活への自発的復帰を支援するための適応指導に関すること。
- （3） 学校が行う生徒指導等への援助、指導及び研修に関すること。

あま市教育相談センター条例施行規則（平成23年教委規則第1号）

（職員）

第5条 教育相談室に教育相談支援員及び心理相談員を、適応指導教室に専任指導員をそれぞれ置き、必要に応じて指導員を置くことができる。

子供の自立を支える親の会

あま市は、子どもが学校に「行けない」「行かない」など保護者の悩みや思いを受け止め、子どもたちの自立を支える手助けをしていきます。

保護者の皆様や子供たちの悩みを共有し、少しでも気持ちが軽くなる手助けとなるような会をいくつかご案内しますので、ぜひ気軽にいらしてください。

令和3年度予定

お子さんが学校に行けない。「どうしたらいいの?」「心配で…」と悩んでいませんか。

※当日、都合のつく方は気軽にご参加ください。短い時間でも構いません。

6月19日（土）10時～12時 講話・茶話会

津島保健所健康支援課の方からお話を聞きます。

8月27日（金）10時～12時 進路情報の会「中学校卒業後の進路に向けて」

高等学校（通信制課程、昼間定時制課程）の先生から、具体的な進路や高校の様子について、お話を聞きます。

10月16日（土）10時～12時 講話・茶話会

適応指導教室「ビリーブ」に縁のある方々からお話をお聞きします。

12月4日（土）10時～12時 講話・茶話会

不登校経験者の家族（親）の方からお話を聞きます。

2月5日（土）10時～12時 講話・茶話会

不登校への対応 学校法施規五六（準用七九）、八六

（1）その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる。（学校法施規五六）

（3）学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校等を欠席していると思われる児童生徒に対する対応

⇒Ⅲ-2（2）「不登校児に対する教育課程編制の特例」

逐条学校教育法 第8次改訂版 学陽書房 第十八条の注釈八

八 不登校への対応については、我が国の義務教育制度を前提としつつ、児童生徒の学校復帰への努力を学校として評価し支援するため、不登校児童生徒が学校外の施設（教育委員会が設置する教育支援センター等の公的機関や民間の相談・指導施設）において相談や指導を受け、一定の要件を満たし、当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合に、校長は指導要録上出席扱いとすることができることとされている（平一五・五・一六文科初二五五号文部科学省初等中等教育局長通知「不登校への対処の在り方について」）。

（中略）

また、平成一七年七月六日には、構造改革特別区域法二条三項に規定する規制の特例措置である「IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業」を全国化するものとして、不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行うとき、一定の要件を満たし、当該学習活動が学校への復帰に向けての取組であり、不登

校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切である場合には、校長の判断により、当該学習活動について、指導要録上出席扱いとすることができるとともに、当該学習活動の成果を指導要録や通知表に記載するなどして、評価に反映することもできるとされた（平一七・七・六文科初四三七号文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒が自宅においてＩＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」）。

不登校児童生徒等に対する教育機会の確保 「不登校児童生徒への支援の在り方について（令一〇・一五 文科初九八 初中職通知）」

- (1) 不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ＩＣＴを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学校において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。
- (2) 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、別記（略）によるものとし、高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、平成二一年三月一二日付け二〇文科初一三四六「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」（略）によるものとする。また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、平成一七年七月六日付け一七文科初四三七「不登校児童生徒が自宅においてＩＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（略）によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

参照（「不登校児童生徒への支援の在り方について」）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm

不登校児に対する教育課程編制の特例 学校法施規五六（準用七九）、八六

- (1) 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席していると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、学校教育法施行規則五〇条一項、五一条（中学校連携型小学校にあっては五二条の三、七九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあっては七九条の一二において準用する七九条の五第一項）又は五二条の規定によらないことができる。
- (2) この特例は、七九条で中学校に準用される。

特別支援学校の目的 学校法七二

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

普通学校における特別支援教育の助言・援助 学校法七四

特別支援学校においては、特別支援学校の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、特別支援学級の幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

特別支援学級の編制 学校法八一

- (1) 幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、
- ①知的障害者、
 - ②肢体不自由者、
 - ③身体虚弱者、
 - ④弱視者、
 - ⑤難聴者、
 - ⑥その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの、
のいずれかに該当する児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。(学校法八一①②)
- (2) 小・中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、前(1)①～⑥のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。(学校法八一②)
- (3) 小・中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校では、疾病により療養中の児童・生徒のために特別支援学級を設けたり教員を派遣して、教育を行うことができる(＝訪問学級)。(学校法八一③)

通級による指導 学校法施規一四〇、一四一

- (1) 小・中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、
- ①言語障害者、
 - ②自閉症者、
 - ③情緒障害者、
 - ④弱視者、
 - ⑤難聴者、
 - ⑥学習障害者、
 - ⑦注意欠陥多動性障害者、
 - ⑧その他障害のある者で、学校教育法施行規則一四〇条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの、
のいずれかに該当する児童・生徒(特別支援学級の児童・生徒を除く。)のうち、当該障害に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができる。(学校法施規一四〇)
- (2) 特別の教育課程による場合、校長は、児童・生徒が、当該小・中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小・中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小・中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小・中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。(学校法施規一四一)
- (3) 通級による指導において行うこととしている障害に応じた特別の指導については、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導及び障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導のそれぞれについて授業樹数の標準を定めているが、障害の状態に応じて適切な指導及び必要な支援を行う観点から、通級による指導の授業時数の標準としては、これらの指導を合計した年間の授業実数の標準のみを定めることとし、これを年間三五単位時間から二八〇単位時間までとする。

- (4) 新たに通級による指導の対象となる学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月一単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、これらの児童生徒に対して通級による指導を行う場合の授業時数の標準については、年間一〇単位時間から二八〇単位時間までとする。

参照 「通級による指導の手引き—解説とQ&A（改訂第二版）」文部科学省編著

あま市通級指導教室実施要領

(趣旨)

第1条

この要領は、あま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する小学校及び中学校（以下「学校」という。）の通常学級に在籍する児童に対して、通級の指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条

通級指導教室の名称、学校名及び位置は、次のとおりとする。

名称	学校名	位置
あおば	七宝小学校	あま市七宝町桂角田1777番地
きらり	美和小学校	あま市木田小島55番地
きらり	甚目寺小学校	あま市甚目寺西40番地
きらり	甚目寺南小学校	あま市中萱津西ノ川40番地
K組	甚目寺南中学校	あま市本郷八尻6番地

障害のある児童生徒等の就学先の決定 「障がいのある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平二五・一〇・四 二五文科初七五六初中局長通知）

- (1) 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。
- (2) 市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。
- (3) 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令一八条の二に基づく意見の聴取（保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有するものの意見聴取）について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

障害を理由とする差別の解消

不当な差別的扱い 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平二七・一一）

- (1) 不当な差別的扱いに当たり得る具体例
 - 障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。
 - 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。
 - 資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。

- 社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等やそれらのサービスの利用をさせないこと。
- 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験棟の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

(2) 不当な差別的扱いに当たらない具体例

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者である利用者に障害の状態等を確認すること。
- 障害のある幼児、児童及び生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること。

合理的配慮 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平二七・一一)

(1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

①主として物理的環境への配慮に関するもの

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障害者に対し、災害時に関係事業者の管理する施設の職員が直接火災を知らせたり、緊急情報・館内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。
- 管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 配架棚の高いところに置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別紙の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設けること。
- 移動に困難のある学生等のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。
- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の足に緩衝材をつけて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。

②主として人的支援の配慮に関するもの

- 目的の場所までの案内の際に、障害者屋の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、解除する位置(左右・前後・距離等)について、障害者の希望を聞いたりすること。
- 介助等を行う学生(以下:「支援学生」)、保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供(聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字または点字を用いた資料、遠くのものや動きの

速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供)、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供(手のひらに文字を書いて伝える等)、知的障害に配慮した情報の提供(伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白をはさんで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等)を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。

- 知的障害のある利用者等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。例えば、サービスを受ける際の「手続」や「申請」など生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該利用者等が理解しているか確認すること。
- 子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思の疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。
- 比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例(略)

医療的ケア児への教育委員会による対応 「学校における医療的ケアの今後の対応等について」(平三一・三・二〇 三〇文科初一七六九初中局長通知)

- (1) 各教育委員会は、医療的ケア児の受け入れに備え、域内の学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制を整備するため、以下に示すことを実施すること。
 - ①管理下の学校における医療的ケア実施体制の策定(医療的ケアを実施する看護師等と認定特定校医業務従事者である教職員やその他の教職員との連携及び役割分担を含む)
 - ②学校医・医療的ケア指導医の委嘱
 - ③看護師等の配置
 - ④看護師等や教職員の研修や養成
 - ⑤緊急時の対応指針の策定・学校と医師及び医療機関の連携協力の支援
 - ⑥管理下の学校における医療的ケア実施体制説明資料(保護者用リーフレット、医療関係者用リーフレット)の作成と広報
 - ⑦ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析
 - ⑧新たに対応が求められる医療的ケアの取扱いの検討
- (2) 総括的な管理体制を構築するに当たっては、教育のみならず医療や福祉などの知見が不可欠であることから、教育、福祉、医療等の関係部局や関係機関、保護者の代表者などの関係者から構成される協議会(以下:「医療的ケア運営協議会」)を設置すること。
- (3) 医療的ケア運営協議会の運営に当たっては、地域の医師会や看護団体などの協力を得て、小児医療や在宅医療における医療的ケアに精通し、学校の環境等にも理解のある医師や看護師等から指導や助言を得たり、構成員に加えたりするなど、医学的な視点が十分に踏まえられるよう留意すること。なお、福祉部局など教育委員会以外の部局において類似の協議体がある場合は、その競技帯に前記の医療的ケア運営協議会の機能を持たせるなど、効率的な運営に努めること。

- (4) 医療的ケア運営協議会の運営を通じて、域内の学校における医療的ケア体制をバックアップするため、都道府県等レベルで医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との連絡体制を構築していくこと。
 - (5) ガイドライン等を定めるにあたっては、対応の在り方を画一的に定めるのではなく、校内の体制や医療的ケア児の実態を十分に把握した上で、各学校が個別に対応の在り方を検討することができるよう留意すること。
 - (6) 人工呼吸器の管理をはじめ、特定校医以外の医療的ケアについては、一律に対応するのではなく、主治医や教育委員の委嘱した学校医・医療的ケア指導医の助言を得つつ、個々の医療的ケア児の状態に応じて、その安全性を考慮しながら対応の在り方を検討することが重要であること。
 - (7) ガイドライン等には、主治医や保護者等と学校との間で考えが異なる場合における合意形成プロセスや場の設定について、あらかじめ定めておくことも有効であること。
- *医療的ケア児＝人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等

○いじめ・不登校対策協議会及びいじめ問題対策連絡協議会の推進

あま市内小中学校のいじめ・不登校児童生徒への対応方法や指導についての情報交換、関係諸機関との連携を図ります。

○学校支援会議（緊急ケース会議）の開催

学校において「いじめ」「不登校」「問題行動」「自殺及び自殺未遂」「児童生徒虐待」など緊急性を要する問題が生じた場合、教育委員会もしくは校長が家庭・地域・外部の専門機関と連携して、問題を解決するため支援会議を開催します。

□小・中学校における特別支援教育の充実、特別支援学級における機能拡充

○総合的な子ども支援の推進

子育て支援課を中心に、保健センター、民生・児童委員、保護司をはじめとする相談・支援機関との連携を強化し、家庭、地域を含めたトータルな子ども支援体制を構築します。

○就学前相談活動の充実

障がいなどにより、新しい環境に適応が難しい子どもの就学先や支援の方法について、学校見学・個別相談などを行うことで、保護者と共に考え、教育支援を進めます。各学校の教育支援担当者・社会福祉関係者と連携しながら、適切な教育支援に努めます。

○特別支援教育に関する研修機会の充実

支援を要する児童生徒のための研修機会の充実を図ると共に、学校学級支援に取り組みます。

□いのちを大切にすることの教育の推進、人権教育の推進

○スクールソーシャルワーカー

○スクールソーシャルワーカー活用事業

・趣旨

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等については、極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題である。こうした児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒

が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられる。したがって、児童生徒が置かれている様々な環境に着目して働き掛けることができる人材や、学校内あるいは学校の枠を超えて、関係機関等との連携を一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的な存在が、教育現場において求められているところである。

このため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境に働き掛けたり、関係機関等とネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくこととする。

なお、スクールソーシャルワーカーの資質や経験に違いがみられること、児童生徒が置かれている環境が複雑で多岐にわたることから、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーに対し、適切な援助ができるスーパーバイザーを配置する。

- ・スクールソーシャルワーカーの職務内容等

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動 等

- ・運営協議会の設置

地域の実情に応じて教育委員会、学校、関係機関等を含む運営協議会を設置する。

○スクールロイヤー

- ・定義（日本弁護士連合会）

学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士。

- ・学校への助言、指導をする想定案件

- (1) 子どもの問題行動、親子の問題、その他子どもに関わる問題

触法、非行、暴力、性被害等の問題行動 いじめ 児童虐待 不登校 少年鑑別所、児童自立支援施設、少年院等への入所者 出席停止及び懲戒処分 障害のある児童生徒への対応 重大な少年事件やいじめ、自殺事件等が発生した場合 貧困問題

- (2) 保護者対応

- ①保護者の行き過ぎたクレームと教員のストレス
- ②子どもの最善の利益の視点からの指導・助言
- ③教員の負担軽減と健康管理

- (3) 体罰、セクハラ、指導上の問題等への対応

- (4) 学校事故への対応

- ①事故の予防と法的責任の確認と対応
- ②事故の調査

- (5) 学校におけるコンプライアンスの実現と紛争の予防

- ・概要

法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備

1. 法的側面からのいじめの予防教育

弁護士が、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の取り扱い（刑事罰の対象となり得ることや、不法行為に該当し損害賠償責任が発生しうること等）について教える授業モデルの構築や実践的な教材の開発を行う。

2. 学校における法的相談への対応

学校が、児童生徒を取り巻く問題について弁護士に相談し法的アドバイスを受けるとや、弁護士による教員向けの研修会を受けること等が、生徒指導上の諸課題の効率的な解決に資する。

3. 法令に基づく対応の徹底

学校において、いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめ問題への対応が徹底されているかを弁護士が法的側面から確認する

- ・「教育行政に係る法務相談体制の充実について」（令 2・1・24）
- ・「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」（令 2・12）